（安全実験管理部の所掌事務）

第五百九十六条の二　安全実験管理部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　研究用ウイルス及び細菌の確保及び管理並びにこれらに関する講習を行うこと。

（研究企画調整センターの所掌事務）

第五百九十九条　研究企画調整センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国立感染症研究所の所掌事務に係る調査及び研究に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関すること。

二　国立感染症研究所の所掌事務に係る調査及び研究に関する特定事項の総括に関すること。

（感染症疫学センターの所掌事務）

第六百条　感染症疫学センターは、感染症その他の特定疾病に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一　予防衛生に関し、情報の収集及び分析並びにこれらの結果の提供並びに疫学に関する研究及び講習（実地疫学研究センターの所掌に属するものを除く。）を行うこと。

二　（略）

（インフルエンザ・呼吸器系ウイルス研究センターの所掌事務）

第六百三条　インフルエンザ・呼吸器系ウイルス研究センターは、インフルエンザウイルス及び呼吸器系ウイルスに起因する感染症に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一　病原及び病因の検索並びに予防及び治療の方法の研究（これらに関するレファレンス業務を含む。）に関すること。

二　予防、治療及び診断に関する生物学的製剤の試験的製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。

三　前号に掲げるもののほか、インフルエンザウイルス及び呼吸器系ウイルスに起因する感染症に関し、予防、治療及び診断に関する生物学的製剤（サイトカイン及びケモカインに係るものに限る。）の生物学的検査、検定及び試験的製造並びにこれらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。

（感染症危機管理研究センターの所掌事務）

第六百三条の三　感染症危機管理研究センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一　感染症その他の特定疾病の危機管理に関し、情報の収集及び分析、訓練並びに広報並びにこれらに必要な科学的調査及び研究並びにこれらに関する講習を行うこと。

二　感染症の判別のための検査並びにこれらに必要な科学的調査及び研究（これらに関するレファレンス業務を含む。）並びにこれらに関する講習を行うこと。

（治療薬・ワクチン開発研究センターの所掌事務）

第六百三条の四　治療薬・ワクチン開発研究センターは、感染症その他の特定疾病に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一　予防薬及び治療薬に関する研究、開発（これらに関するレファレンス業務を含む。）並びに講習を行うこと。

（安全実験管理部の所掌事務）

第五百九十六条の二　安全実験管理部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

（新設）

第五百九十九条　削除

（感染症疫学センターの所掌事務）

第六百条　感染症疫学センターは、感染症その他の特定疾病に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一　予防衛生に関し、情報の収集及び分析並びにこれらの結果の提供並びに疫学的調査及び研究並びにこれらに関する講習を行うこと（血清及び病原体に関することを含む。）。

二　（略）

（インフルエンザウイルス研究センターの所掌事務）

第六百三条　インフルエンザウイルス研究センターは、インフルエンザウイルスに起因する感染症に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一　病原及び病因の検索並びに予防及び治療の方法の研究（これらに関するレファレンス業務を含む。）及び講習を行うこと。

二　予防、治療及び診断に関する生物学的製剤の生物学的検査、検定及び試験的製造並びにこれらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。

（新設）

（感染症危機管理研究センターの所掌事務）

第六百三条の三　感染症危機管理研究センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一　感染症その他の特定疾病の危機管理に関し、情報の収集及び分析並びにこれらの結果の提供並びにこれらに必要な科学的調査及び研究（血清及び病原体に関することを含む。）並びにこれらに関する講習を行うこと。

二　感染症の判別のための検査並びにこれに関する抗原及び抗血清の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究（これらに関するレファレンス業務を含む。）並びにこれらに関する講習を行うこと。

（新設）